

薬食発第 0423002 号

平成 21 年 4 月 23 日

{ 都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長 }

殿

厚生労働省医薬食品局長



ブーチン・ロシア連邦首相の来日に伴う毒物及び劇物の
適正な保管管理について(依頼)

毒物及び劇物の適正な保管管理及び販売等の徹底については、昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」、平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により、貴管下関係事業者への指導に種々御配慮いただいているところです。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおりブーチン・ロシア連邦首相の来日に伴う警備協力に関する要望があったところですので、上記通知の趣旨を踏まえ、引き続き貴管下関係業者等に対する指導を行うとともに、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第16条の2に基づき、直ちに保健所・警察署・消防機関に届け出る等の適切な処置が講じられるよう、併せて指導方宜しくお願い致します。

また、毒物劇物監視指導指針(平成11年8月27日付け医薬発第1036号別添)第4に基づき、警察当局、消防当局、他の都道府県等の関係官公署と相互間の緊密な連携体制の強化に努めるとともに、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態を把握した場合には、当省に直ちに通報していただきますよう宜しくお願い致します。

薬食審査発第 1114001 号
薬食監麻発第 1114001 号
平成 17 年 11 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
{ 特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の適正な販売等の徹底については、平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 34 号厚生省医薬安全局長通知（別添）によりお願いしているところです。

今般、静岡県において、劇物である酢酸タリウムを用いた傷害事件が発生し、これまでの静岡県東部保健所の調査等から、同県内の薬局が当該劇物を 18 歳未満の学生に販売したこと（毒物及び劇物取締法（法律第 303 号、以下「毒劇法」という。）第 15 条違反）が明らかになりました。

貴職におかれましては、特に下記の内容について再度の指導徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、今後当該事件に係る新たな事実が判明した場合、更に通知を発出する等必要な対応を採ることがありますので、御承知おきください。

記

1. 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第 14 条及び第 15 条の規定を遵守するとともに、身分証明等により譲受人の身元（法人にあつては当該法人の事業）並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うよう指導すること
2. 家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売等を自粛するよう引き続き指導すること。